



## 仮払営業税の還付申請要件の緩和（アメリカ関税政策の台湾営利事業者への影響を軽減）

付加価値型及び非付加価値型営業税法（以下、営業税法）第39条の規定では、仮払営業税の還付は輸出、固定資産の取得、会社登録抹消の場合のみ認められています。財政部は、アメリカの関税政策による台湾の営利事業者への影響を軽減するため、税還付要件を緩和しました。6月4日に「財政部

各地区国税局が事業者のアメリカ関税政策の影響による仮払営業税の還付申請を受理する際の審査作業原則」（以下、本作業原則）が公布されました。税還付金額の上限はNT\$30万とされています。以下の適用要件まとめをご参照ください。

適用対象	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. アメリカの関税政策の影響を受けて経営困難となった事業者</li> <li>2. 本作業原則公布日における営業税の税籍状況が「営業中」である事業者</li> </ol>
適用期間	アメリカの関税政策の評価及び実施による影響期間
適用要件 (いずれか1つを満たすこと)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. アメリカの関税政策に対応するために、中央目的事業主務機関が提供する救済、助成金、補償、振興措置、支援又は協力等の関連措置を受けていること。</li> <li>2. アメリカの関税政策の影響を受けて営業収益が減少していること。</li> </ol>
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本作業原則により還付する仮払営業税額の累計はNT\$30万を限度とする。</li> <li>2. 未控除営業税累計額の相当額を営業税法の規定による追徴税額及び過料の担保として申請する場合、当該部分の還付を申請することはできない。</li> </ol>

一、各地区の国税局がアメリカの関税政策の影響を受けて運営困難となった営利事業者のために、営業税法第39条第2項但書に規定される仮払営業税の還付申請に関して本作業原則を特別に制定した。

二、本作業原則の適用範囲は以下の通りである。

- (一) 期間: アメリカの関税政策の評価及び実施による影響期間
- (二) 対象: 本作業原則公布日における営業税の税籍状況が「営業中」である事業者

(三)要件:前項に規定する営利事業者が以下のいずれかに該当する場合、仮払営業税について、営業税法第39条第2項但書の規定に基づき、所在地の国税局に還付を申請することができる。本作業原則により還付する仮払営業税額の累計はNT\$30万を限度とする。また調査の結果、税還付が許可された後、当該仮払営業税に残額がある場合、仮受営業税からの控除に充当する。

1. アメリカの関税政策に対応するために、中央目的事業主務機関が提供する救済、助成金、補償、振興措置、支援又は協力等の関連措置を受けていること。
2. その他アメリカの関税政策の影響を受けて営業収益が減少していること。

三、営業者が未控除営業税累計額の相当額を営業税法の規定による追徴税額及び過料の担保として申請する場合、当該部分の還付申請はできない。



## KPMG Taiwan Network

### 台北事務所

主要聯絡人

台北市 110615 信義區  
信義路 5 段 7 號 68 樓

T +886 2 8101 6666 (代表)  
F +886 2 8101 6667

### 新竹事務所

新竹市 300091 東區  
科學園區展業一路 11 號

T +886 3 579 9955  
F +886 3 563 2277

### 台南事務所

台南市 700002 中西區  
民生路 2 段 279 號 16 樓

T +886 6 211 9988  
F +886 6 6229 3326

### 台中事務所

台中市 407059 西屯區  
文心路二段 201 號 7 樓

T +886 4 2415 9168  
F +886 4 2259 0196

### 高雄事務所

高雄市 801647 前金區  
中正四路 211 號 12 樓之6

T +886 7 213 0888  
F +886 7 271 3721

## Contact us

### Partner

林 琇宜

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02587  
E slin1@kpmg.com.tw

友野 浩司

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:06195  
E kojitomonoko@kpmg.com.tw

蔡 文惠

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:00584  
E etsai@kpmg.com.tw

陳 彥富

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:02909  
E byronchen@kpmg.com.tw

柯 有聰

Partner

T +886 2 8101 6666 內線:16592  
E jasonko1@kpmg.com.tw

### 記帳部門

記帳代行、個人所得稅、給与計算等

田中 杏奈

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:14617  
E annatanaka@kpmg.com.tw

### 登記部門

会社設立、VISA申請

吳 菁

マネジャー

T +886 2 8101 6666 內線:02369  
E karenwu@kpmg.com.tw

### 日本人顧問

平野 健史

T +886 2 8101 6666 內線:19794  
E thirano1@kpmg.com.tw

宇賀神 卓也

T +886 2 8101 6666 內線:22374  
E takuyaugajin@kpmg.com.tw

### kpmg.com/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

© 2025 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document Classification: KPMG Public

発行責任者: 陳彥富統括 / KPMG台湾

